

これまでの検討における主な意見

令和7年2月17日
消防庁予防課

これまでの検討における主な意見

第1回検討部会（令和6年7月9日（火）開催）における意見

【環境に配慮した消火設備の設置基準に関する検討】

- 駐車場に対象を絞る、消火から抑制に考え方を改めるとするのは、フッ素系の泡消火剤メーカーが撤退したりPFAS環境規制が厳しくなったりしている状況を考慮すれば、やむを得ないため賛成である。
- 消火から抑制へコンセプトを変えていくことについて、法令上全て消火設備と規定されているので消火という定義がどういふものか混乱が生じないか。基準の名称についても見直しが必要になるのではないか。
- 電気自動車や水素自動車といった車の種別や、SUVやミニバンといった車の形状の違いによる影響を考慮する必要はないのか。
- 車両を用いた燃焼実験について、燃料タンクは空という条件設定であるが、より危険側で評価を行う必要があるのではないか。
- 既存の泡消火設備について、延焼抑制性能を要求する基準として位置づける場合、特定駐車場用泡消火設備の対応はどうか。
- まずは、既存の泡消火設備の泡消火剤の置換えについて議論し、今後の将来的な検討課題としてPFASフリーの消火設備全体のあり方について議論するというように、2段階に分けて検討を進めてはどうか。

【通報手段の多様化を踏まえた火災通報装置の設置基準のあり方に関する検討】

- 救急事案の増加に伴う119番指令業務の逼迫や火災通報装置からの通報は誤報がほとんどであるという実態があることから、火災通報装置そもそのあり方についても検討いただきたい。
- 携帯電話等の中には、通信可能なタブレット端末も含まれるのか。

第1回検討部会後の追加意見

【環境に配慮した消火設備の設置基準に関する検討】

- 電気自動車等の次世代自動車への対応は今後の中長期的な検討課題とし、まずは喫緊の課題である環境規制への対応に的を絞って、PFASフリーの泡消火設備のあり方について検討を進めるべきではないか。
- 令和5年に発生した厚木市駐車場火災のように、固定式の消火設備が設置されていない駐車場における大規模火災は、今回の検討と切り分けて考えた方がよいのではないか。
- 既存の泡消火設備の泡消火剤の置換えについては、現行の泡消火設備と同等の性能であることが確認できれば良いので、2㎡オイルパンを用いた油火災に対する消火性能の確認を目下の試験基準としてはどうか。一方で、新規設置する泡消火設備については、延焼抑制性能を確認できるような試験基準を設けることとしてはどうか。
- 実際のシチュエーションに近づけるため、A火災の実験においても、燃料タンク内にガソリンを入れておくべきではないか。
- 一定の延焼抑制性能を有することも確認したいのなら、隣接車両を模した物体の表面温度や受熱量を測定してはどうか。

第2回検討部会（令和6年12月24日（火）開催）における意見

【環境に配慮した消火設備の設置基準に関する検討】

- 泡消火薬剤を水成膜泡から合成界面活性剤泡に変更した場合、泡消火薬剤とヘッドの組み合わせでの発泡倍率が変化すると思うが、ヘッドについては変更する必要は無いのか。
- 設置基準の改正にあわせて試験基準についても改正を行うのか。試験基準では、泡消火設備を設置した際には実放射試験を行う必要があるが、泡消火薬剤の交換のみを行う場合の考え方について負担軽減も考慮し当該基準についても検討いただきたい。
- 各実験結果を踏まえた今回の基準の見直しの方向性については賛成である。また、今後の検討課題である水系消火設備についても、ぜひ検討いただきたい。
- 一部の防火対象物では泡消火薬剤の放射が終了した後も、水が出続ける場合があると考えられるが、その場合の消火効果などについて知見があれば教えていただきたい。
- 特定駐車場用泡消火設備の試験基準である2㎡オイルパンを用いた消火実験については実施するのか。
- 水成膜泡と合成界面活性剤泡では泡の特性（粘度、発泡倍率など）が違うと思うがどのような技術的違いがあるのか。また、特性の違いによる消火性能などのデータ等があるのか。
- これまでの実験結果等からは、ヘッド高さや放射時間は配慮が必要だが2㎡の試験基準は妥当と考えられる。燃料漏れ量は見直しが必要ではないか。
- スプリンクラー設備の設置検討については賛成であるが、駐車場では油火災も考慮されていると思われるので、実験方法やこれまでの検討内容など留意する必要があると考える。
- 駐車場での燃料漏れについてはどのような場合を想定するかにもよるが、燃料タンクに穴が開くような事例はレアケースである。また、燃料タンクからエンジンに燃料を供給する燃料パイプからの燃料漏れは、近年の自動車ではエンジンに必要量しか燃料が供給されない構造のためほとんど発生しないと考えられる。
- 駐車場での油火災は、これまでほとんど事例がないが、近年の自動車の燃料タンクは合成樹脂製のものが多くなっているため、油火災のリスクが増える可能性があるのではないと思う。PFAS問題とは一度切り離して考えても良いのではないか。

【通報手段の多様化を踏まえた火災通報装置の設置基準のあり方に関する検討】

- 携帯電話を3項電話として認めることは賛成である。また、携帯電話回線やデータ通信を用いた火災通報装置の検討については引き続き検討を深めていただきたい。
- 携帯電話を3項電話として認めることは賛成であるが、法令上防火対象物に3項電話を設置しておく必要があるため、携帯電話を防火対象物に設置するという考え方について、携帯電話が所有者と一緒に移動するものであることを考慮し、例として電波状況により設置しているものとみなす等運用上問題のないように整理して示していただきたい。
- 携帯電話を3項電話として認めるのであれば、そもそも3項電話は不要としても良いのではないか。
- 平成8年に病院、福祉施設やホテルで3項電話が認められなくなった経緯は、音声通報が可能な火災通報装置が開発され当該火災通報装置の設置が義務付けられたためである。